

被保険者・被扶養者の皆様へ

アクサ生命健康保険組合

健康保険被扶養者資格調査 セルフチェックシートご提出のお願い

被保険者・被扶養者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
この度、当健康保険組合では健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者認定状況の
確認業務を実施します。

これは、すでに被扶養者として認定された方が引き続き資格があるか確認するものです。
本調査により、公平・公正な扶養家族の認定を行い、保険給付の適正化に努めてまいります
ので、みなさまのご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、本業務の一部を「株式会社 法研」へ委託しております。

記

調査対象者

被扶養者(ご家族)全員

※令和2年4月2日以降入社の社員に扶養されている方を除く。

提出物

「健康保険 被扶養者セルフチェックシート」(以下「セルフチェックシート」)

※「住民票」・「源泉徴収票」等添付書類は不要です。

提出期限

令和2年7月27日(月) 必着

※期日までに必ずご返送をお願いいたします。

提出先

所属長経由で**社内便**にて健康保険組合へご提出ください

※同封の返信用封筒に記号・番号・氏名のご記入をお願いします。

※休職や出向などにより所属長経由での提出が難しい場合は、健康保険
組合へご連絡ください。

注意事項

- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方へは、通知を送ります。
- 既に他の健康保険組合へ加入されている場合は、「セルフチェックシート」の記入と併せて、
被扶養者の削除のお手続きをお願いいたします。お手続きについては、P5「4.被扶養者削除
手続き」を参照ください。
- 提出期限までに「セルフチェックシート」を提出されない場合、健康保険法施行規則第50条7項
より扶養削除となることがありますので必ずご提出ください。
- ご提出頂いた書類は返却できませんので、ご了承ください。



お問合せ先 **アクサ生命健康保険組合**

【メール】 kenkohoken@axa.co.jp 【電話】 03-6737-5390 平日:9:00~17:00(12:00-13:00除く)

※メールでのお問合せにご協力をお願いいたします。

個人情報保護の取り組みにつきましては、当健康保険組合ホームページ<http://www.axakenpo.or.jp/>の「個人情報保護方針」
をご参照ください。委託にあたっては委託先「株式会社 法研」の適正な管理および監督を行います。

1. 資格調査の流れ

① 被扶養者の認定基準の確認

被扶養者には、保険料を負担しないで給付が受けられる代わりに、親族関係と扶養状況について、一定の要件を常に満たしている必要があります。ところが、時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため、定期的に要件が備わっているかの確認を行っています。これは、健康保険法および厚生労働省からの通達により実施している調査になります。

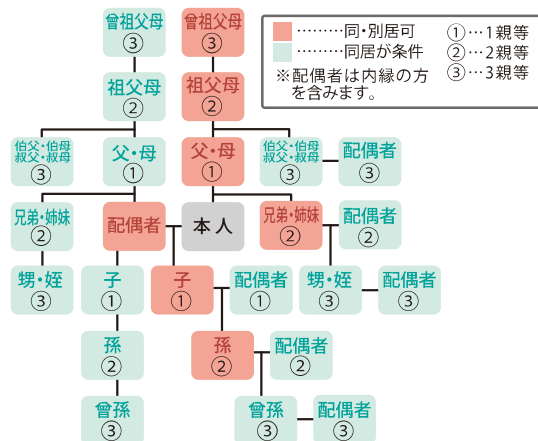
『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり（民法上の親族と同一ではありません）、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。

さらに**同一世帯**※が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と同居および家計を共同にすること」をいいます。二世帯住宅などで同居していても、住民票を世帯分離している場合は、同一世帯とは認められません。

※被扶養者が別居している場合、被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。



認定対象者の収入の限度

次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

① 被扶養者の収入額

被扶養者の年齢など	年間収入	月額(給与・年金など)	日額(雇用保険の給付など)
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収(月収)が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収(月収)が被保険者からの送金額未満であること

夫婦共同で扶養している場合

夫婦共に収入があり、子供等を共同で扶養している場合は、被扶養者の員数にかかわらず、原則、年間収入の多い方の被扶養者となります。

- 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とすること。
- 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

(保険発第六六号・庁保険発第二二号)

国内居住要件 ※2020年4月より改正

健康保険法第3条7項等の法改正被扶養者等の要件に国内居住要件が追加されました。現在、日本国内に住所を有しない被扶養者は、2020年4月1日の施行に伴い、被扶養者の要件に該当しくなくなります。

※日本に居住していない被扶養者のうち、日本に生活の基礎があると認められる被扶養者については、例外的に国内居住要件を満たすこととなりますが、届出が必要となります。

② 「セルフチェックシート」の記入

参照P3「2.記入例」、P4「3.収入の確認方法」

「セルフチェックシート」に必要事項を記入の上、「セルフチェックシート」の上部に自署。

③ ご質問や手続きについて

参照P6「5.よくある質問Q&A」

これまでに皆様からご質問いただきました内容をQ&A形式にまとめましたのでご参照ください。

④ 「セルフチェックシート」の提出

同封の返信用封筒を利用し、所属長経由で**社内便**にて健康保険組合へご提出ください。

※提出いただいた「セルフチェックシート」の内容確認後、追加で書類を提出していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 調査の結果についてご連絡します

調査の結果、認定基準を満たしていない方には、「結果通知書」を社内便で送付いたします。

(休職者や出向者へはご自宅へ送付いたします)

※認定基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。

2. 記入例

記入日・日中連絡のとれる
電話番号を記入。

提出内容に相違がないこと
を確認したうえで、自署。

アクサ生命健康保険組合

本紙「セルフチェックシート」について記入した内容は事実と相違がありません。

記 号 番 号	111-23456
記入日	令和 2 年 7 月 15 日
氏 名 (自署)	健保 太郎
TEL	090- 1234 - 5678
連絡先 メールアドレス	abcdefg @ gmail.com

印字情報に訂正または変更のある場合は、
赤字二重線を引き、側に正しい情報を記入。
※氏名・生年月日の訂正については、別途手続き
書類を提出。

健康保険被扶養者 セルフチェックシート

令和2年1月~12月までの収入(見込み)についてお伺いします。太枠内の該当箇所すべてに記入をお願いいたします。記入漏れがあった場合は再提出となります。

被扶養者氏名	健保 花子	健保 里奈
続 柄	妻	子
生年月日	昭和48年05月05日 「2020年度健康診断」 対象	平成11年06月 10 6日
1 既に他健康保険 組合の保険証を 持っていますか	☐ (1) 持っていない ☒ (2) 持っている ↳ (資格取得日 R2 年 4 月 1 日)	☒ (1) 持っていない ☐ (2) 持っている ↳ (資格取得日 年 月 日)
2 被保険者との 同居について	☒ (1) 同 居 ☐ (2) 単身赴任による別居 ☐ (3) 別 居 ▶ (送金額 円/月)	☐ (1) 同 居 ☐ (2) 単身赴任による別居 ☒ (3) 別 居 ▶ (送金額 70,000 円/月)
3 居住地について	☒ (1) 国 内 ☐ (2) 国 外	☒ (1) 国 内 ☐ (2) 国 外
4 職業等について (複数選択可)	☒ (1) 正社員 ☐ (2) 契約社員 ☐ (3) パート・アルバイト ☐ (4) 自営業 ☐ (5) 年金受給者 ☐ (6) 無職 ☐ (7) 未就学児または学生(小・中・高・大学) ☐ (8) その他の学生 () ☐ (9) その他 ()	☐ (1) 正社員 ☐ (2) 契約社員 ☐ (3) パート・アルバイト ☐ (4) 自営業 ☐ (5) 年金受給者 ☐ (6) 無職 ☒ (7) 未就学児または学生(小・中・高・大学) ☐ (8) その他の学生 () ☐ (9) その他 ()
5 収入内訳について (月額を記入) ※リーフレットP4「収入 確認方法」を参照	① 給与収入 ☐ 無・ ☒ 有 ▶ (200,000 円/月) ② 年金収入 ☒ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ③ 事業収入 ☒ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ④ 不動産収入 ☒ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ⑤ 株収入 ☒ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ⑥ 手当等収入 ☒ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ⑦ その他収入 (詳細) 円/月 上記①~⑦の合計 (200,000 円/月)	① 給与収入 ☐ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ② 年金収入 ☐ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ③ 事業収入 ☐ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ④ 不動産収入 ☐ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ⑤ 株収入 ☐ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ⑥ 手当等収入 ☐ 無・ ☐ 有 ▶ (円/月) ⑦ その他収入 (詳細) 円/月 上記①~⑦の合計 (円/月)
6 備考	令和2年4月1日 就職により削除	

就職先で健康保険に入っている方は、「持っている」に☒し、資格取得
日を記入。それ以外の方は「持って
いない」に☒。
扶養削除が未提出の場合は、P5
「4.被扶養者削除手続き」を参照の
うえ手続きを行ってください。

該当する箇所に☒。
別居を選択した方は送金月額も記入。

現在の居住地に☒。

該当する箇所に☒。
(7)を選択した方は、5収入内訳につ
いて以降記入不要。
(8)(9)を選択した方は()内に詳細
を記入。

①~⑦の収入の無・有いずれかに
☒。有を選択した方は月額収入を
記入。

①~⑦の収入合計金額を記入。

連絡事項等ある場合は、備考欄に記入。

【記入例】

- ・〇年〇月〇日 就職により削除
- ・〇月分から給与収入増により扶養削除手続き中 等
- ・令和2年収入見込額120万円 等

月額が108,334円(60歳以上と年金受給者は150,000円)以上になる場合
は、認定基準外となります。扶養削除のお手続きをお願いいたします。
年間収入が130万円(60歳以上と年金受給者は180万円)未満となる場合
は「7 備考欄」に令和2年の収入見込額を記入。

記入していただく部分を
わかりやすく青色にしています!

3. 収入の確認方法

セルフチェックシートに記入する金額は、下記を参照してください。
※書類の提出は不要です。

直近「給与明細書」

給与明細書					
期 間		社員番号	社員氏名		
2020年7月度					
勤 怠	労働日数	出勤日数	有給休暇日数	慶弔休暇日数	
	10	10			
	欠勤日数	遅刻回数	早退回数	残業時間	
	0	0	0	0	
支 給	基本給	役職手当	職務手当	家族手当	通勤外手当
	100,000				10,000
	通勤手当	精勤手当	調整手当		
控 除	健康保険料	厚生年金保険	雇用保険料	社会保険料	所得税
			300		
	社宅費	社宅光熱費	現金支給控除	積立金	その他控除

○○○○○○○○株式会社
 〒000-0000 ○○○○市○○○区○○○町○○○-○○○
 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000

支払金額
110,000

控除合計額
300

差引支給額
109,700

銀行振込額
109,700

通勤費等手当を含んだ総支給額の金額を記入

令和2年発行
「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」

[illegible]

年金支払額を2で割った金額を記入

令和元年分「確定申告書」

[illegible]

・収入金額の合計を12で割った金額を記入

「雇用保険受給資格者証」

様式第11号(第17条の2関係)(第1表、第2表)

(第1面)

雇用保険受給資格者証

1. 受 給 者 名	2. 氏 名		
3. 被 保 険 者 番 号	4. 生 年 月 日	5. 准 拠 年 月 日	6. 受 給 期 間
7. 住 所		又 は 居 所	
9. 支払方法 記号 口座 番号・金融機関名・支店名 安定所現金 (G)			
10. 資格取得年月日	11. 離 職 年 月 日	12. 離 職 理 由	
13. 60歳到達前資格年月日	14. 離 職 前 賃 金 日 額	15. 給 付 制 度	
16. 失業率 年 月 日	17. 受 給 日	18. 受給開始翌月 年 月 日	
19. 基本手当 日額	20. 所 受 給 日 数	21. 通算被保険者期間	
22. 職 名		雇 主 所 名	
23. 再就職手当支給額	24. 特種表示 (災害喚、一時、臨時、市町村)		

安定所連絡メッセージ

安定所連絡メッセージ

雇用保険受給資格者証は
労働局・労働局所轄支

T

交付 年 月 日

公共職業安定所
労働局 公共職業安定所

電話番号

〒 市 区 町 番 組 番 号

注 意 事 項

- この証は、要の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損壊したときは、速やかに申請して再交付を依頼してください。なお、この証は、取り消し以外で失効し取り消しを受けることはありません。
- 失業の際、又は失業後給付を受けようとするときは、この証を失業認定申請書や賃金等の関係書類に添えて提出して給付記録に紐づけさせる必要があります。失業後給付の申請時に提出してください。
- あなたが1日に所収に足る所得者である場合、支給会費課税の会費を、あなたの収入に算入する場合があります。

被保険者番号

▶ 日額×30日分の金額を記入

月額が108,334円(60歳以上と年金受給者は150,000円)以上になる場合は、認定基準外となります。扶養削除のお手続きをお願いいたします。年間収入が130万円(60歳以上と年金受給者は180万円)未満となる場合は、セルフチェックシート「7 備考欄」に令和2年の収入見込額を記入。



4. 被扶養者削除手続き

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要となります。日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者が経済的に自立するなど、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに扶養削除手続きが必要となります。

こんな時は扶養削除手続きが必要です。

- 就職して、就職先の健康保険組合に加入したとき。



- 勤務先の健康保険組合に加入したとき。
(当健康保険組合以外の健康保険証をお持ちの方)



- 被保険者の収入より、配偶者の収入が多いとき。(子等の共同扶養)



- 年間130万円(月額108,334円)以上を超える収入が見込まれるようになったとき。
(60歳以上または障がい年金受給の場合は180万円以上)



- 離婚・死亡したとき。



- 同居が条件の被扶養者が別居したとき。



認定基準を満たしていない場合

被扶養者の認定基準を満たしていない方は、被扶養者から外れることになります。「セルフチェックシート」を提出した後、別途被扶養者から外す手続きをしてください。「被扶養者異動届」と該当する被扶養者の「健康保険被保険者証(保険証)」を提出してください。

【書類の提出先】

- 内勤社員(技能職含む)、契約社員

★まず、e-Pay申請にて、扶養の削除申請を行ってください。上長および人事承認が完了すると、必要書類がメールでご案内されますので、案内にそってお手続きをお願いいたします。

- ▶ (株)ペイロールへ送付

〒069-8521 北海道江別市野幌町33-25 野幌駅前ビル「株式会社ペイロール キットセンター行」

- CCI営業社員、FA職員

- ▶ 支社経由でSATO社会保険労務士法人へ送付



当健康保険組合へ書類等を直接ご提出いただくことはできませんのでご注意ください。
(当健康保険組合へ提出された場合はご返却する場合があります)

「被扶養者異動届」は当健康保険組合ホームページからダウンロードできます。

<http://www.axakenpo.or.jp/>

① HOME > ② 申請書類ダウンロード > ③ 「被扶養者異動届」ダウンロード



5. よくある質問 Q&A

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

A.1 健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されております。
なお、証明書取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

- 厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）
… 被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知（保保発第1029005号）
… 被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q.2 既に就職した子供（または配偶者等）が「セルフチェックシート」に載っていました。どうすればよいですか？

A.2 被扶養者の削除届出が必要です。

「セルフチェックシート」の「1.既に他健康保険組合の保険証を持っていますか」→「(2)持っている」に☑を入れてご提出ください。

この調査は2020年6月22日時点の情報に基づき対象者を記載しております。

扶養削除の申請がお済みの場合には、7.備考欄へ提出日(例：2020年4月頃)をご記入ください。

扶養削除が未提出の場合には、P5「4.被扶養者削除手続き」をご参照の上、お手続きをお願いいたします。

Q.3 被保険者は退職予定ですが「セルフチェックシート」の提出は必要ですか？

A.3 7月31日までに退職する方は提出不要です。それ以外の方は「セルフチェックシート」の提出をお願いします。

Q.4 被扶養者（60歳未満）のパート収入が認定基準額上限の月額108,334円を超えています。どうすればよいですか？

A.4 毎月月額が超えているのであれば、被扶養者削除の届出が必要となります。

令和2年1月～12月までの年間では130万円未満となる見込みであれば、セルフチェックシート「7 備考欄」に年間収入見込額をご記入ください。

Q.5 被扶養者（60歳以上）が年金を受給し始めたため、収入が認定基準額上限の月額150,000円を超えてしまいます。どうすればよいですか？

A.5 被扶養者削除の届出が必要となります。

P5「4.被扶養者削除手続き」を参照のうえ、お手続きをしてください。

Q.6 別居の被扶養者に生活費を手渡ししています。どうなりますか？

A.6 手渡しでは仕送りしている事実が客観的に確認できないため、原則、被扶養者として認められませんが、扶養を継続したい場合には「送金証明書」が提出できる方法で今後仕送りをし、保管をお願いいたします。
なお、別居の被扶養者（会社都合による単身赴任を除く）に関し、定期的な仕送りをしていないなど生活費の大部分を被保険者が負担していない場合には、扶養の継続はできません。P5「4.被扶養者削除手続き」をご参照の上、扶養削除のお手続きをお願いいたします。

「送金証明書」とは？

送金事実が確認できるものです。

「銀行振込の控」、「現金書留の控」等、送金日・送金金額・送金者・受領者の4点が確認できるものになります。

※通帳(写)では上記4点が確認できない場合がありますので、振込等の控を保管しておいてください。インターネットで送金している場合は、誰から誰へ・いつ・いくら支払ったかが明記されている画面をプリントし、毎月保管をお願いします。

誰から誰へ・いつ・金額 が分かるもの

- 銀行振込の控え
- 現金書留の控え
- 振込明細書の控え



キャッシングサービスご利用明細			
ご利用のサービスについて お申し込みの際は必ずご確認ください。 お持ち帰りください。			
取引種別	取引店	口座番号	
取組店 01234	お取引日 01 - 07 - 18	時刻 14:43	
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥ 60,000	手数料 ¥ 540	
お取引後の残高(円) ¥ 765,432		おつり ¥ 3	
振込金受取書 電話			
●●●銀行			
●●●支店			
普通 012345678			
サブ シ 00			
3767 300			
電話番号 03-0123-4567			
取扱番号 0123456			

送金証明書として認められないもの

- 通帳
- 水道光熱費の領収書
- クレジットカードなどの支払明細書
- 手渡し

※生活費の大部分を負担している場合でも手渡し等により送金証明書がない方については、今後保管していただくをお願いいたします。扶養状況の確認は適宜行わせていただく場合があります。

Q.7 「セルフチェックシート」を提出しないと、どうなりますか？

A.7 被扶養者として引き続き資格があるかどうかの確認ができなくなりますので、被扶養者の資格を継続することができなくなります。